

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等の取扱いに係る
外務員資格制度等の見直しに伴う本協会規則の一部改正について

平成 23 年 12 月 20 日

日 本 証 券 業 協 会

1．趣旨

協会員における店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託及びレバレッジ投資信託（以下「複雑な仕組債・投資信託等」という。）の販売勧誘の適正化を図るため、複雑な仕組債・投資信託等の取扱いを一種外務員及び特別会員一種外務員とする見直しを行う。併せて、特別会員における投資信託等の販売勧誘の適正化を図る観点から、特別会員の外務員の投資信託等に係る特例措置を廃止することとし、別添のとおり、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部を改正する。

2．骨子

- （１）店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等の取扱いに係る外務員資格制度の見直しについて

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託及びレバレッジ投資信託の取扱いは、一種外務員及び特別会員一種外務員とする。（第２条第４号、第６号及び第７号）

- （２）特別会員の外務員の投資信託等に係る特例措置の廃止について

特別会員において所定の社内研修の修了者に認められている投資信託及び有価証券関連デリバティブ取引等の取扱いに係る特例措置（平成 10 年 9 月 16 日理事会決定「金融機関の投信窓販等の開始に伴う自主規制の整備についての要綱」）を廃止する。（付則第３項から第５項）

3．施行の時期

- （１）上記２の(1)に係る改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、協会員が申請を行い本協会が認めた場合には、平成 24 年 6 月 30 日までの間は、適用しない。

- （２）上記２の(2)に係る改正は、平成 24 年 9 月 30 日から施行する。

ただし、廃止日において、現に外務員の登録を受けている者については、当該外務員の登録が抹消されるまでの間、特別会員一種外務員又は特別会員二種外務員の職務を行うことができる。

以 上

別 添

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 12 月 20 日
(下線部分変更)

新	旧
(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 信用取引外務員 外務員のうち、二種外務員の外務員の職務及び信用取引等(信用取引及び発行日取引をいう。以下同じ。)に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。ただし、第 4 条の 2 第 2 項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。 4 二種外務員 外務員のうち、定款第 3 条第 1 号に掲げる有価証券(次に掲げるものを除く。)に係る外務員の職務(定款第 3 条第 4 号に掲げる有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係るものを除き、信用取引等については細則で定めるものに限る。)及び金商法第 33 条第 2 項第 6 号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。ただし、第 4 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 2 項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。 イ 新株予約権証券(金商法第 2 条第 1 項第 9 号に規定するものをいい、金商法第 2 条第 1 項第 17 号に係るものを含む。)	(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (省 略) 2 (省 略) 3 (同 左) 4 二種外務員 外務員のうち、定款第 3 条第 1 号に掲げる有価証券(次に掲げるものを除く。)に係る外務員の職務(定款第 3 条第 4 号に掲げる有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係るものを除き、信用取引等については細則で定めるものに限る。)並びに金商法第 33 条第 2 項第 6 号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。ただし、第 4 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 2 項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。 イ 新株予約権証券(金商法第 2 条第 1 項第 9 号に規定するものをいい、金商法第 2 条第 1 項第 17 号に係るものを含む。)

新	旧
ロ カバードワラント(金商法第2条第1項第19号に規定するものをいう。) ハ イ及びロに掲げるものに係る金商法第2条第1項第20号に掲げる証券又は証書 <u>ニ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債(「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(以下「投資勧誘規則」という。))第2条第7号に規定するものをいう。以下同じ。)</u> <u>ホ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託(投資勧誘規則第2条第8号に規定するものをいう。以下同じ。)</u> <u>ヘ レバレッジ投資信託(投資勧誘規則第2条第9号に規定するものをいう。以下同じ。)</u> 5 (現行どおり) 6 特別会員二種外務員 外務員のうち、金商法第33条第2項第1号、第2号、第3号ロ及び第4号イに掲げる業務(次に掲げる有価証券及び取引に係る業務を除く。)並びに金商法第33条第2項第6号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。ただし、第4条の2第1項第3号又は第2項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。 <u>イ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債</u> <u>ロ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託</u>	ロ カバードワラント(金商法第2条第1項第19号に規定するものをいう。) ハ イ及びロに掲げるものに係る金商法第2条第1項第20号に掲げる証券又は証書 (新 設) (新 設) (新 設) 5 (省 略) 6 特別会員二種外務員 外務員のうち、金商法第33条第2項第1号、第2号、第3号ロ及び第4号イに掲げる業務(<u>有価証券関連デリバティブ取引等及び選択権付債券売買取引に係る業務を除く。</u>)並びに金商法第33条第2項第6号に定める行為に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。ただし、第4条の2第1項第3号又は第2項に該当する者にあつては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる。 (新 設) (新 設)

新	旧
<u>ハ レバレッジ投資信託</u> <u>ニ 有価証券関連デリバティブ取引等</u> <u>ホ 選択権付債券売買取引</u> 7 特別会員四種外務員 外務員のうち、金商 法第33条の8第2項に規定する特定金融商 品取引業務(<u>次に掲げる有価証券に係る業務 を除き、特定店頭デリバティブ取引等につい ては第4条の2に該当する者に限る。)</u>)に係 る外務員の職務を行うことができる者をいう。 <u>イ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な 投資信託</u> <u>ロ レバレッジ投資信託</u>	(新 設) (新 設) (新 設) 7 特別会員四種外務員 外務員のうち、金商 法第33条の8第2項に規定する特定金融商 品取引業務(<u>第4条の2に該当しない者にあ っては、特定店頭デリバティブ取引等に係る ものを除く。)</u>)に係る外務員の職務を行うこ とができる者をいう。 (新 設) (新 設)
付 則 1 この改正は、平成24年4月1日(以下「施 行日」という。)から施行する。 2 改正後の第2条の規定は、施行日前まで に協会員が本協会が別に定めるところによ り申請を行い、本協会が認めた場合には、 平成24年6月30日までの間は、適用しない。 3 平成10年9月16日付理事会決定「金融機 関の投信窓販等の開始に伴う自主規制の整 備についての要綱」(以下「要綱」という。) は、平成24年9月30日(以下「廃止日」と いう。)をもって廃止する。 4 廃止日後において、次の各号に掲げる者 については、第2条第5号又は第6号の規 定にかかわらず、当該各号に定めるところ による。	

新	旧
1 平成11年2月前に実施した特別会員一種外務員資格試験の合格者（従業員規則の付則（平成6年2月16日改正に係るもの。）第5項及び第6項の規定に基づき特別会員一種外務員資格試験の合格者とみなす者を含む。）は、第2条第5号に定める外務員の職務のうち、次号に掲げる業務、国債等の有価証券関連デリバティブ取引等、選択権付債券売買取引及び有価証券の私募の取扱いに係る外務員の職務のみ行うことができる。 2 平成11年2月前に実施した特別会員二種外務員資格試験の合格者（従業員規則の付則（平成6年2月16日改正に係るもの。）第5項の規定に基づき特別会員二種外務員資格試験の合格者とみなす者を含む。）は、第2条第6号に定める外務員の職務のうち、金融商品取引法第33条第2項第2号に掲げる業務以外の業務に係る外務員の職務のみ行うことができる。 5 廃止日において、現に外務員の登録を受けている前項各号に掲げる者であって、要綱1.（3）に規定する事前研修を受講した者は、当該外務員の登録が抹消されるまでの間、それぞれ第2条第5号又は第6号に定める特別会員一種外務員又は特別会員二種外務員の職務を行うことができる。	